

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年広島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「第二十一条の九第三項」を「第二十条第四項」に改める。
第十五条の二中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。
第二十三条第一項中「第五十一条第三号及び第四号の二」を「第五十一条第二号及び第四号」に改める。

別表補則の二中「法律第26号」のトビ「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項及び第2項、第41条の2並びに第41条の19の2第1項」に改める。

「2 入所前の住所 住所

別記様式第七号の二中
3 入所年月日 平成 年 月 日
を

「2 入所前の住所 住所
昭和三十九年 月 日
に改める。

3 入所年月日 昭和 年 月 日
平成 年 月 日

別記様式第八号中「経由相談所」を「経由センター」に改め、同様式第九号中「並びに里親希望者の居住する家屋の平面図」を「、里親希望者の居住する家屋の平面図並びに里親希望者の経済状況を確認できる書類（源泉徴収票、市町村民税の課税証明書等）」に改める。
別記様式第九号を次のように改める。

(表面)

証 票	第 号
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、児童福祉法第 29 条の規定による	
児童委員	
児童の福祉に関する事務に従事する職員 であることを証明する。	
平成 年 月 日	
広島県知事	印

9センチメートル

(裏面)

児童福祉法抜粋

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当である認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

別記様式第九号の三中「昭和三十九年 月 日」を「平成 年 月 日」に改める。

日数	1日の価 値 円

を

日数	1日の価 値 円

に改める。

別記様式第二十三号中

別記様式第二十四号中「財産施設」を「助産施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。